

令和5年度 高等学校奨学事業奨学生募集要項

公益財団法人 長崎県育英会
〒850-0035

長崎市元船町17番1号 長崎県大波止ビル3階

TEL (095) 895-7530

FAX (095) 820-1972

ホームページ <http://www.n-ikuei.jp/>

長崎県育英会奨学事業は、経済的な理由により修学困難な高校生に学資を貸与して、将来、社会の発展に貢献できる人材を育成することを目的としています。

本人及び保護者とも奨学制度の趣旨を理解し、修学について十分な熱意があり、将来奨学金返還の義務等についても責任を持てる方のみ出願してください。

1 出願資格

次の項目に該当することが必要です。

- (1) 長崎県内に住所を有する者の子など（単身赴任を除く）
- (2) 高等学校、中等教育学校の後期課程及び高等専門学校に在学する者（通信制を除く）
- (3) 経済的理由により修学困難で学習意欲に富み、奨学生としてふさわしい者
- (4) 学力評価の出願資格の設定はありません。但し、世帯収入が基準額以下であること（P2「7世帯人員別・奨学金貸与収入基準額」を参照）

※他の奨学金制度との併願・併給は可能です。（但し、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金（給付型奨学金を除く）及び本会の育英事業奨学金との併給は不可）

2 採用人数 100人程度

3 募集期間 令和5年4月3日(月)～5月8日(月)

※学校ごとに締切期日が異なりますので注意してください。

4 奨学金の貸与額

下表のいずれかの金額を選択してください。

貸与月額	備考
10,000円 20,000円	貸与期間は正規の最短修業期間です。
30,000円 35,000円	

※原則として3か月ごとに奨学生本人名義口座に振り込まれます。

5 出願手続

- (1) 奨学生を希望する者は、出願に必要な用紙を在学学校から交付を受け、必要事項を記入し、必要な証明書等をそろえて、学校で指定された期日までに在学学校に提出してください。
- (2) 出願時の必要書類（提出書類は、採否に関わらず、原則としてお返しできません。）
 - ① 奨学生願書
 - ② 奨学生推薦調書（在学学校で作成）
 - ③ 所得に関する証明書（P3参照）
 - ④ その他の証明書（P4参照）

6 選考及び採否決定の通知

- (1) 願書その他必要な書類に基づき、学資支弁の困難な度合い、人物などについて検討し、選考委員会の審議を経て採否を決定します。
- (2) 選考の結果は推薦した学校長を通じて出願者に通知します。なお、氏名等の文字が本会の電子計算機で取扱い困難な場合は、類似する文字での表示になります。
- (3) 通知は、7月下旬の予定です。
- (4) 採用決定者の初回送金は、9月下旬の予定です。4月分から9月分を、原則として、ゆうちょ銀行の奨学生本人名義の総合（通常）口座に送金します。
※貯蓄口座への送金はできません。

7 世帯人員別・奨学金貸与収入基準額

(単位:万円)

世帯人数	収入基準額			
	長崎市	佐世保市 西海市	諫早市 大村市 長与町 時津町	その他の 市町
1人	268	261	254	248
2人	356	347	338	333
3人	436	422	407	393
4人	513	495	478	460
5人	555	535	516	496
6人	610	589	566	545
7人	680	656	631	607
8人	721	695	668	642

※奨学金貸与収入基準額は、生活保護基準額の1.5倍以下とします。

※収入額の算定方法は次のとおりです。

- (1) 給与所得者 源泉徴収票における支払金額から、社会保険料（健康保険・厚生年金）を引いた金額
- (2) 給与所得者以外 ①確定申告書(控)の所得金額
 ②確定申告書(控)がない場合は、市町・県民税申告書(控)の所得金額

8 奨学金の返還（無利子）

貸与を受けた奨学金は、卒業の月の翌月から起算して6か月を経過した後から、貸与総額に応じて本会が定める期間内に、職種のいかんを問わず全額を年賦、半年賦、月賦、月賦・半年賦併用のいずれかの割賦の方法で返還しなければなりません。

この場合において、返還金の全額又は一部を繰上げ償還することができます。

出願に必要な書類について

所得に関する証明書

1 源泉徴収票・確定申告書

家族に給与所得者がいる場合は、該当者全員分の現勤務事業所発行の令和4年分の源泉徴収票（コピー可）を、給与所得者以外は、令和4年分の確定申告書（控）の第一表と第二表のコピー（マイナンバー<個人番号>が記載されている箇所は、見えないように消して（隠して）から、コピーすること）を提出してください。

なお、確定申告書（控）がない場合には、令和4年分（令和5年度）の扶養人数・社会保険料が明記されている所得（課税）に関する証明書の原本、又は令和4年分（令和5年度）の市町・県民税申告書の控え（受付書は不可）のコピーを提出してください。

2 給与月額証明書

職の異動等により、令和4年分の源泉徴収票が参考とならない場合は、勤務先から見込みを含め、1年分の「給与月額証明書」（社会保険料を明記すること）の作成を受け、提出してください。（学校に配布してある本会の様式を利用）

3 年金・恩給額証明書

家族に年金・恩給を受給している者がいる場合は、令和4年分の源泉徴収票又は最新の振込通知書等のコピーを提出してください。

4 生活保護受給証明書

生活保護を受けている場合は、福祉事務所長発行の証明書又は保護決定通知書等、金額の記載があるもののコピーを提出してください。

5 無職に関する証明書

16歳以上で未就学かつ未就業である者がいる場合、その全員分について、所在地区の民生委員が発行する無職に関する証明書（確認書、依頼書、調査書など所在地区によって名称は異なる）を提出してください。

生活保護受給者や年金受給者等の所得に関する証明書を添付している場合でも、無職である場合は、必ず全員分必要です。

その他の証明書

1 在学に関する証明書

同一生計内で本人以外の者が高等学校以上の学校に就学している場合は、在学証明書（原本）若しくは、令和5年度の学生証・生徒手帳のコピーを提出してください。

学生証・生徒手帳のコピーを提出する際は、発行日が令和5年4月1日以降であるか、又は有効期限が明記されているかを確認してください。

その他

1 「奨学生願書」の奨学金を希望する理由等欄

- (1) この欄は、奨学生採用に重要な関係があるので、家庭の事情などの出願理由を具体的に記入してください。
- (2) 無職や失職などの場合は、失業の年月日及び理由、健康状態、就職の見通し等をこの欄に記入してください。
- (3) 父・母以外の者を第一連帯保証人とする場合は、その理由を記入してください。
- (4) 貸与終了後の返還については、奨学生に採用された場合、貸与終了後に奨学金を返還していくことに対する考えや決意を必ず書いてください。

2 連帯保証人（必ず2人必要です）

- (1) 原則として、第一連帯保証人は、父・母（親権者）となります。ただし、特別な事情がある場合は、これに代わる人となります。（成年者で収入のある兄・姉等）
- (2) 願書には、本人と第一連帯保証人の氏名はそれぞれ自署とし、印鑑は印影の異なるものを使用してください。（スタンプ印は不可）
- (3) 採用決定後、第二連帯保証人（第一連帯保証人と別生計を営む者で、原則長崎県内に居住する成人者であり、卒業時に満65歳以下）を必要とします。なお、連帯保証人（2人）には、「誓約書・奨学金借用証書」提出時に、併せて「印鑑登録証明書」を提出していただきます。